# 住生活基本法施行令 （平成十八年政令第二百十三号）

住生活基本法第十五条第二項第五号の政令で定める都道府県は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県とする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令の廃止）

住宅建設計画法第五条第一項の地方を定める政令（昭和四十一年政令第二百三十一号）は、廃止する。